

(最終更新日：2025 年 6 月 5 日)

「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号：2025-1-237

課題名：間質性肺炎合併肺腺癌における癌関連線維芽細胞の特徴に関する検討

1. 研究の対象

2000 年～2024 年に東北大学病院、東北医科薬科大学病院、秋田大学医学部附属病院、仙台医療センター、石巻赤十字病院で肺癌の手術を受けられた方

2. 研究期間

2020 年 12 月（倫理委員会承認後）～2028 年 5 月

3. 研究目的

間質性肺炎に合併する肺癌における、線維芽細胞の役割について検討して、診断や治療に役立つ因子を明らかにする事を目的とします。

4. 研究方法

手術により切除された肺を用いて、肺癌の組織や、間質性肺炎の組織に含まれる線維芽細胞が発現するタンパクの発現を網羅的に調べます。間質性肺炎を合併する肺癌に含まれる線維芽細胞に特徴的なタンパク・遺伝子変異・遺伝子発現（メッセンジャーRNA）を特定し、これらと臨床情報とを比較することで、診断マーカーや、新規治療標的の発見を目指します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、合併症、等

試料：手術で摘出した組織

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

共同研究機関（研究責任者）：東北医科薬科大学（佐藤 直実）、秋田大学（小山 慧）、仙台医療センター（小山 涼子）、石巻赤十字病院（板倉 裕子）

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

なお、本研究に参加（研究対象）であった場合でも経済的負担や謝礼などは発生しません。

また、本研究で得られた試料・情報を、将来新たに計画・実施される医学系研究に利用する可能性があります。利用する際は、二次利用することについて文書で同意を取得、またはホームページ上で、別途情報公開を実施し、倫理委員会で承認された後にのみ利用します。

研究責任者は、研究終了後に研究対象者の個人情報保護に措置を講じた上で、遅滞なく研究結果を医学雑誌等に公表します。結果の最終公表を行った場合、遅滞なく研究機関の長に報告します。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者・研究代表者：

鈴木 貴 職名：教授

東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野

〒980-8575

住所 仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-8050

FAX 022-717-8051

E-mail takashi.suzuki.c1@tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合